

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

男鹿市は、平成17年3月22日、旧男鹿市、旧若美町の1市1町が合併して誕生した。

市域は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占めており、北東側は三種町、東側は大潟村、南東側は潟上市と接している。

本市の総人口は令和2年国勢調査では、25,154人、年少人口（0～14歳）は6.8%、生産年齢人口（15～64歳）は45.6%、老年人口（65歳以上）は46.9%となっており、2.2人に1人が65歳以上となっている。

総人口は、5年前の平成27年の28,375人と比較すると3,221人減少しており、年齢階級別構成の比較では、年少人口は0.9%の減、生産年齢人口は5.5%の減、老年人口は5.8%の増となっている。

人口（国勢調査）

（単位：人、%）

年齢階級	平成27年		令和2年		比較	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	28,375	100.0	25,154	100.0	△3,221	-
年少人口	2,206	7.8	1,723	6.8	△483	△0.9
生産年齢人口	14,492	51.1	11,474	45.6	△3,018	△5.5
老年人口	11,664	41.1	11,809	46.9	145	5.8
不詳	13	0.0	148	0.6	135	0.5

本市は、男鹿国定公園として指定を受けた、恵まれた自然景観や文化財など観光資源を活かした観光業と、稲作・メロン・和なし・大豆等の農業、良好な漁場を多く有する水産業が中心産業となっている。

産業別就業人口の推移は、第1次産業、第2次産業従事者の割合は減少傾向にあるものの、第3次産業の割合は増加傾向で推移しており、令和2年においても平成27年に引き続き、第3次産業従事者の割合が全体の約6割を超えている。

就業人口（令和2年国勢調査）

区分	就業者数	就業者割合
第1次産業	1,299人	11.8%
第2次産業	2,409人	21.8%
第3次産業	7,074人	64.1%
分類不能	249人	2.3%

市内総生産額（令和4年度市町村民経済計算年報）

区分	産業別生産額	生産額割合
第1次産業	27億6,700万円	4.0%
第2次産業	142億1,300万円	20.2%
第3次産業	532億3,000万円	75.8%

本市は、少子高齢化や人口減少等に伴い社会構造が大きく変化しているほか、景気の低迷等による地域産業経済活動の停滞が続き、観光産業においては旅行形態の変化や通過型観光の増加による宿泊客の落ち込み、農林水産業においては後継者不足や従事者の高齢化など、多くの課題に直面している。

さらには高速交通体系へのアクセスの不備など、地理的条件が不利なため企業誘致も進まず、既存事業所の廃止傾向も続いていることから、今後も雇用の受皿の増大は望めない状況に加え、若者の人口流出にも歯止めがかからない現状にある。

本市の産業構造は、令和3年経済センサスによれば、総事業所数1,005のうち、卸売業、小売業の割合が24.2%と最も高く、以下、建設業が15.2%、生活関連サービス業、娯楽業が13.6%、宿泊業、飲食サービス業が11.9%、医療、福祉が9.6%などとなっており、そのほとんどが中小企業である。

市内中小企業は、設備の老朽化や人員不足、同業他社との競合など経営上の課題を抱えている。

このような状況の中、本市の中小企業が売上を伸ばしていくためには、あらゆる業種・職種において先端設備等の導入による人手不足の解消と生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、労働生産性の向上による企業の活性化を図り、市内の産業基盤強化を目指す。

このため、計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、観光産業、農林水産業、製造業等、多岐にわたり、多様な業種が男鹿市の経済、雇用を支えているため、広い産業分野で事業者の生産向上を実現する必要がある。したがって、市内中小企業の設備投資を幅広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与するものであることから、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では、臨海部の木材産業をはじめ、市全域に観光産業、農林水産業、製造業などが立地しており、市全域で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画においては市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

2に示すように、本市では、多様な産業が市内経済及び雇用を支えているため、広い産業分野で事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画における対象業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、生産設備の更新、新商品の開発、IT導入による事業効率化など多種多様である。したがって、本計画では、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年8月31日～令和9年8月30日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次のいずれかの事項が認められる場合は、先端設備等導入計画の認定対象としない。

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画であること。

(2) 公序良俗に反する取組や、申請者に反社会的勢力との関係が認められる先端設

備等導入計画であること。

(3) 申請者が市税を滞納していること。

(4) 申請者が市内に本社もしくは現に活動している工場・事務所・営業所等を有していないこと。